

(参考) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示)

- ▶ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示) は、**トラックなどの自動車運転者**について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい**拘束時間** (始業から終業までの時間 (休憩時間を含む))、**休息期間** (勤務と勤務の間の自由な時間)、**運転時間等の基準**を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定 (昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定 (昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、**「改善基準告示」を策定 (平成元年)**

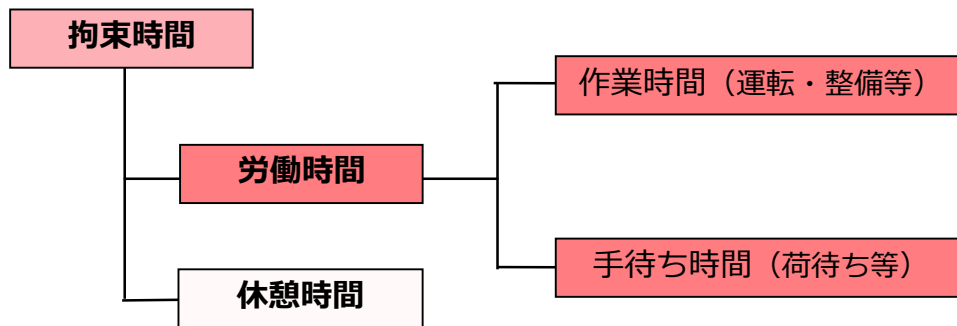
※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、過40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。
(中身を伴う改正：平成9年改正が最後)

主な内容(トラック)

- ▶ 1か月の拘束時間：293時間以内、1日の拘束時間：原則1日13時間以内 (最大16時間)、1日の休息期間：継続8時間以上 等

【参考】拘束時間と休息期間

- ▶ **拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ **休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



(参考) 自動車運転者の上限規制と改善基準告示の見直し

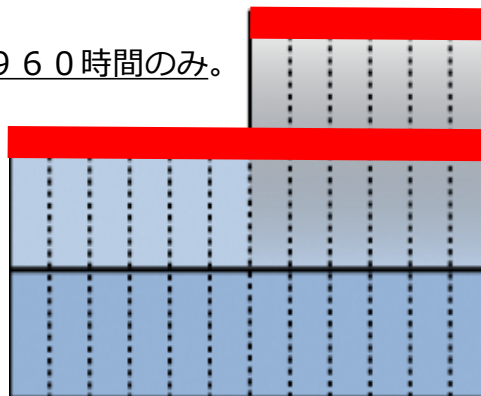
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月から罰則付の時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 令和4年9月27日の専門委員会においてとりまとめを行い、令和4年12月23日に改善基準告示を改正（令和6年4月～適用）。

自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間



法律による上限
(例外)

一般労働者

- ・年720時間
- ・単月100時間未満（休日労働含む）
- ・複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで

自動車運転者

- ・年960時間のみ

改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、タクシー）作業部会」を設置

- ・作業部会を複数回開催
- ・令和4年3月：タクシー、バスとりまとめ

令和4年9月27日 : 第9回専門委員会 (全体とりまとめ：トラック、バス、ハイヤー・タクシー)

→ 11月29日 労働条件分科会 : 諮問答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正

荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用